

盛岡広域振興局長告示第93号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により、平成28年10月24日から同年11月21日まで関係書類を縦覧に供する。

平成28年10月21日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

土地改良区等名（所在地）	地区名	縦覧書類	縦覧場所
一本木土地改良区（滝沢市）	一本木	当該決定に係る土地改良事業計画書の写し	滝沢市役所